

ひらつか男女共同参画プラン2024【前期】 事業計画表

令和6年度（2024年度）～令和9年度（2027年度）

プランの目標	誰もが活躍できるジェンダー平等社会の実現
目標実現のための視点	固定的な性別役割分担意識の改革

見直し

前 期

後 期

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)	令和14年度 (2032年度)
事業の進捗管理		←令和6年度分	←令和7年度分	←令和8年度分	←令和9年度分	←令和10年度分	←令和11年度分	←令和12年度分	←令和13年度分
施策の評価				←前期（暫定）	←前期			←後期（暫定）	←後期

ひらつか男女共同参画プラン2024【前期】 事業計画表

施策	1	市役所組織における女性の登用、能力開発、職域拡大の推進		施策を評価するための基準	令和9年度まで			
					市職員の管理職に占める女性の割合：25%			
事業No	担当課	事業	概要	目標 (令和9年度まで)	計画 (令和6年度)	計画 (令和7年度)	計画 (令和8年度)	計画 (令和9年度)
1	職員課	女性職員の採用推進	女性が活躍できる職場であることをパンフレット、ホームページ等で広報し、女性受験者数の増加を図ります。	周知により女性受験者数が増加し、採用者の女性割合が50%で維持された	女性が活躍できる職場であることをパンフレット、ホームページ等で広報する。	同左	同左	同左
未達 2	職員課	管理的地位への女性の登用推進	昇格試験受験者の男女比を、受験対象職員の男女比と同比率に上げます。	昇格試験受験者の男女比が、受験対象職員の男女比と同比率となった	女性職員がやりがいをもって働ける職場風土を醸成するため、研修を実施する。	同左	同左	同左
3	職員課	女性職員の育成	女性職員を人事、財政、企画、議会担当等、多様なポストに積極的に配置します。また、女性職員を対象とする研修（自治大学校、市町村アカデミー等）に積極的に派遣します。	女性職員を多様なポストへ積極的に登用し、また、専門的研修に派遣することで、意思決定過程におけるジェンダー平等を推進した	【登用】政策・方針決定に携わる部署等、多様なポストに女性職員を積極的に配置する。 【育成】女性職員を自治大学校、市町村アカデミーなどに派遣し、政策形成能力やマネジメント力を育成するとともに、他市の職員との交流によるネットワークを築く機会を提供する。	同左	同左	同左
4	教職員課	女性教職員の登用促進	多様な経験を積めるよう県や国の研修へ積極的に派遣するなどし、市立小中学校における女性教職員の管理職等への登用を促進します。	「かながわ学校管理職育成指針」に則り、次世代リーダーの育成に向け、育成研修受講の奨励やOJTに努めること等を年度初めに、校長に依頼をした。あわせて、女性管理職候補者の推薦も依頼し、女性管理職の登用を、小・中学校とともに、30%以上となるよう努めた	「かながわ学校管理職育成指針」に則り、次世代リーダーの育成に向け、育成研修受講の奨励やOJTに努めること。また、積極的な女性管理職候補者の推薦を依頼する。次期事務連携支援室長育成のため、学校事務職員6級、5級を対象に研修を年1回実施する。	同左	同左	次世代リーダー育成のため、学校内でのリーダー的役割分担を固定化せず様々な経験を積ませるよう、年1回程度校長に依頼する。また次期事務連携支援室長育成のため、学校事務職員6級、5級を対象に研修を年1回実施する。
5	消防総務課	女性消防職員の採用推進	女性消防職員の働きぶりや、やりがいなどを広報等で周知することで、女性消防職員の魅力を伝え、受験者及び採用者の増加を図ります。	女性消防職員の採用推進に向け、広報活動等を積極的に行い、女性受験者数の増加につなげた	・庁内ポスター、パンフレット及びHPでの女性職員活躍等の広報 ・大学等への採用説明会の参加 ・関係機関（警察・自衛隊等）との合同採用説明会の企画・調整 ・総務省消防庁及び県が実施する女性活躍推進事業への積極的な参加	同左	同左	同左
6	消防総務課	女性隊長候補者の育成	女性隊長候補者として育成するため、消防大学校及び消防学校の各種消防職員教育等に積極的に派遣します。	現場経験の蓄積と各種教育機関への研修派遣により、女性隊長候補者の増加と資質の向上が図られた	女性隊長候補者育成を主眼とした人事配置を行い、女性隊長候補者として必要な現場経験に併せ、幅広い見識を獲得させる。また、各種教育機関での専門教育に対し、積極的な研修派遣を行い、専門的知識と技術を備えた人材育成に取り組む。	同左	同左	同左
7	消防総務課	女性消防職員のための職場環境整備	女性消防職員の職場環境が最適となるよう、仮眠室の個室化、洗面所、トイレ等の整備を図ります。	改修工事を行う庁舎において最適な女性職場環境（個室仮眠室、洗面所、トイレ等）を整備するとともに、既存庁舎についても女性職場環境の充実のため、適切な維持管理を行った	海岸出張所のトイレ改修に併せ、女性トイレの充実を図る。	改修予定の旭出張所に、女性専用設備を整備（仮眠室、シャワー室、トイレ等）し、女性職員が働きやすい職場環境を整備する。	現有する女性専用施設に、順次洗濯・乾燥機を整備するとともに、適正な維持管理を継続していく。	同左

ひらつか男女共同参画プラン2024【前期】 事業計画表

施策	2	市審議会等への女性参画の推進	施策を評価するための基準	令和9年度まで	
				市審議会等における女性の割合：30%	

事業No	担当課	事業	概要	目標 (令和9年度まで)	計画 (令和6年度)	計画 (令和7年度)	計画 (令和8年度)	計画 (令和9年度)
未達 8.1	各課	市審議会等への女性委員の登用推進	「附属機関及び懇話会等に関する指針」を遵守します。	市審議会等における女性の割合を30%以上とした	【個別計画のとおりに】	同左	同左	同左
未達 8.2	行政総務課		審議会等の所管課に、「附属機関及び懇話会等に関する指針」を徹底させます。	附属機関及び懇話会等の設置状況及び委員等選出状況について、年度当初に全課に対して行う「附属機関及び懇話会等の設置状況及び委員等選出状況」の照会の中で、「附属機関及び懇話会等に関する指針」を遵守するよう意識啓発をし、女性委員の割合が前年度よりも増加した	・行政委員会、附属機関及び懇話会等の設置状況及び委員等選出状況についての照会をする際などに「附属機関及び懇話会等に関する指針」を遵守するよう意識啓発を行う。 ・女性委員の割合が少ない審議会等のその要因を把握し、女性委員の選出につなげるような働きかけを行う。	同左	同左	同左
8.3	人権・男女共同参画課 行政総務課		女性委員の割合が40%に満たない審議会等及び女性委員のいない審議会等について、解消に向けた取組を継続します。	各審議会等の状況を踏まえ、必要に応じた取組や意識啓発に取り組んだ	審議会等の担当課に改選の予定を確認し、女性委員の登用推進を促す。また、女性委員の割合が低い審議会等の担当課には、個別に女性委員の登用推進を依頼する。	同左	同左	同左

施策	3	地域組織役員への女性参画の促進	施策を評価するための基準	令和9年度まで	
				市審議会等における女性の割合：30%	

事業No	担当課	事業	概要	目標 (令和9年度まで)	計画 (令和6年度)	計画 (令和7年度)	計画 (令和8年度)	計画 (令和9年度)
9	協働推進課	地域づくりにおけるジェンダー平等の促進	平塚市自治会連絡協議会の定例役員会等において、地域づくりにおけるジェンダー平等の重要性を周知します。	平自連定例役員会等でのチラシの配布や自治会長ハンドブック等を活用し、地域づくりにおけるジェンダー平等の重要性を周知した	平自連定例役員会等でチラシを配布するほか、自治会長ハンドブック等を活用し地域づくりにおけるジェンダー平等の重要性を周知する。	同左	同左	同左
10	社会教育課	P T Aにおけるジェンダー平等の促進	平塚市P T A連絡協議会を通じて、ジェンダー平等の重要性を周知します。	各小中学校P T A会長・副会長の男女比率の目標をおおむね50%とした	・各小中学校P T Aの会長・副会長の状況調査を実施する。 ・男女共同参画に関するパンフレットを配布するなど情報提供を行う。	同左	同左	同左
11	中央公民館	公民館運営委員の女性委員の登用促進	公民館運営委員の女性登用促進について、公民館運営委員推薦会に働きかけます。	女性割合を3割以上で維持した	公民館運営委員推薦会において、附属機関及び懇話会等に関する指針を確認し、女性の登用を促進する。	同左	同左	同左

ひらつか男女共同参画プラン2024【前期】 事業計画表

施策	4	育児、介護などを社会的に支える環境づくり			施策を評価するための基準	令和9年度まで		
						保育所等における待機児童数：0人		
事業No	担当課	事業	概要	目標 (令和9年度まで)	計画 (令和6年度)	計画 (令和7年度)	計画 (令和8年度)	計画 (令和9年度)
12	保育課	子育て支援サービスの充実	全ての労働者のワーク・ライフ・バランスの実現のため、平塚市子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育サービス、ファミリー・サポート事業、病児・病後児保育の充実を図ります。	希望する子育て支援サービスを市民へ提供した	・保育所等への入所 ・延長保育（54箇所） ・一時預かり（35箇所） ・ファミリー・サポート事業（1箇所） ・病児・病後児保育（3箇所）	同左	・保育所等への入所 ・延長保育（55箇所） ・一時預かり（36箇所） ・ファミリー・サポート事業（1箇所） ・病児・病後児保育（3箇所）	同左
13	こども家庭課	放課後等デイサービスの実施	就学期の障がいのある子どもを対象に放課後等の支援をするとともに、保護者支援の充実を図ります。	障がいのある就学期の子どもの健全な育成を図る支援を行い、保護者の育児負担軽減を図った	こども家庭課や相談支援事業所において、事業の周知を行い、適切な利用を進める。	同左	同左	同左
14	青少年課	放課後児童クラブの充実・推進	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童の健全育成のため、平塚市子ども・子育て支援事業計画に基づき、放課後児童クラブの充実・推進を図ります。	平塚市子ども・子育て支援事業計画に基づき、利用ニーズに注視しながら学童保育の充実を図った	クラブの利用状況や小学校の児童数を注視し、利用者数の増加が見込まれる地区の既存クラブの分割や小学校の余裕教室を放課後児童クラブとして利用することにより、受け入れ児童数の拡充を図る。	同左	同左	同左
15	高齢福祉課	認知症理解のための普及啓発	認知症になっても安心して暮らせるよう、正しい知識を普及させるとともに、認知症の方や家族を支援するサービスを提供します。	市民の認知症に関する理解を深め、適切な支援に繋がった	・認知症ケアパスを公共機関での配架、相談時に活用 ・認知症サポーター養成講座を開催する。 ・各地域包括支援センターでの認知症予防教室の開催	同左	同左	同左
16	高齢福祉課	家族介護教室の開催	介護負担が軽減できるよう、介護に関する適切な知識及び技術が取得できる家族介護教室を開催します。	家族介護教室の参加者数を前年度比で1割ずつ増やした（令和5年度は53名）	家族介護教室の参加者数を前年度比で1割ずつ増やします。	同左	同左	同左
未達 17	高齢福祉課	介護サービスの充実	高齢の家族が介護を要する状態になっても、介護離職等をせず活躍し続けるために、高齢者も介護者も安心して暮らし続けられるよう、平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画）に基づき、在宅医療や介護サービスの充実を図ります。	日常の活動についての援助や支援が必要な高齢者に対する生活支援サービスの提供、サービスに関する情報提供を行った	高齢者の見守り事業、軽作業代行事業、通院介助事業を提供するとともに、高齢者サービスに関する情報発信を行います。	同左	同左	同左
17	介護保険課			平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画[第9期]）に掲げる各年度の指標を達成した	平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画[第9期]）に基づき介護サービスの充実を図る。	同左	同左	平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画[第10期]）に基づき介護サービスの充実を図る。

ひらつか男女共同参画プラン2024【前期】 事業計画表

施策	5	職業生活における女性の能力発揮のための支援	施策を評価するための基準	令和9年度まで	
				子どもができてからも、女性が仕事を続けることについて、肯定的な考えを持っている市民の割合：65%	

事業No	担当課	事業	概要	目標 (令和9年度まで)	計画 (令和6年度)	計画 (令和7年度)	計画 (令和8年度)	計画 (令和9年度)
18	産業振興課	市内事業所における啓発等	平塚市工業会連合会等の会議等の機会を活用して、女性の能力発揮のための取組の促進を図ります。また、市ウェブ上の定期更新ページ「ひらつか勤労ニュース」等を通じて、女性活躍推進に関する情報を随時周知し、啓発します。	女性活躍推進に関する情報を市内事業所へ提供し、女性の能力発揮のための取組を促進した	平塚市工業会連合会等の会議や「ひらつか労働ニュース」等により、女性活躍推進に関する情報を発信する。	同左	同左	同左
19	産業振興課	起業家支援事業の実施	女性コース等を設けた各種セミナーを開催し、起業に関する情報の提供や事業計画の評価をするとともに、融資制度における「新創業支援資金」及び付随する補助金制度、その他経営相談について実施します。また、創業前後の様々な課題解決を支援するため、専門家を派遣します。	市内に潜在している女性の創業や就労等を促進するため、女性向けのコース等を設けた	起業家育成のためのセミナーの開催に加えて、市内に潜在している女性の創業や就労等を促進するため女性向けのコース等を設ける。	同左	同左	同左
新規20	産業振興課	女性のための就労支援事業の実施	就職希望者に対する企業合同就職面接会の開催等により、市民の就職に向けた活動を支援します。また、国・県と連携を図り、就職希望者に対する就労相談や講座を実施します。	企業合同就職面接会等の就労支援施策を実施するとともに、関係機関と連携し、市民の就職に向けた活動を支援した	企業合同就職面接会や個別就労相談等を実施するほか、就労支援に関する情報の発信など、市民の就職に向けた活動を支援する。	同左	同左	同左

施策	6	多様で柔軟な働き方の推進	施策を評価するための基準	令和9年度まで	
				子どもができてからも、女性が仕事を続けることについて、肯定的な考えを持っている市民の割合：65%	

事業No	担当課	事業	概要	目標 (令和9年度まで)	計画 (令和6年度)	計画 (令和7年度)	計画 (令和8年度)	計画 (令和9年度)
未達21	産業振興課	誰もが仕事と家庭生活を両立できる環境づくり	誰もが仕事と子育てを両立できる働きやすい環境づくりを進める企業を支援します。	市内事業者における仕事と子育ての両立支援に向けた雇用環境整備を促進した	仕事と子育ての両立支援に向けた雇用環境整備に取り組む市内事業者に対する専門家派遣や奨励制度を実施するほか、関係機関と連携しセミナーを実施する。	同左	同左	同左

ひらつか男女共同参画プラン2024【前期】 事業計画表

施策	7	誰もが参画できる地域社会への取組	施策を評価するための基準	令和9年度まで	
				子どもができてからも、女性が仕事を続けることについて、肯定的な考えを持っている市民の割合：65%	

事業No	担当課	事業	概要	目標 (令和9年度まで)	計画 (令和6年度)	計画 (令和7年度)	計画 (令和8年度)	計画 (令和9年度)
22	各課	地域への意識啓発	「みんなのまち情報宅配便」等で各課職員が地域で説明する際、本市の男女共同参画の状況の資料を配布する等して、意識啓発をします。	「みんなのまち情報宅配便」等で、資料を配布する等して、ジェンダー平等の意識啓発をした	【個別計画のとおり】	同左	同左	同左
23	人権・男女共同参画課	男女共同参画推進登録団体と協働で行う意識啓発	男女共同参画推進登録団体と共催で市民向けの啓発事業を実施します。	男女共同参画推進登録団体と協働で市民向けの意識啓発を毎年度実施した	市民向け啓発事業の共催を登録団体へ働きかけ、1つ以上の団体と開催する。	同左	同左	同左
24	中央公民館	人権及びジェンダー平等に関する講座の開催	ジェンダー平等や人権尊重について学習できる講座等を公民館事業として地区公民館で開催します。	ジェンダー平等や人権尊重の観点で事業を実施し、参加者が増加した	各公民館において、ジェンダー平等や人権尊重に関する講座を開催する。	同左	同左	同左

施策	8	防災分野における女性参画の推進	施策を評価するための基準	令和9年度まで	
				子どもができてからも、女性が仕事を続けることについて、肯定的な考えを持っている市民の割合：65%	

事業No	担当課	事業	概要	目標 (令和9年度まで)	計画 (令和6年度)	計画 (令和7年度)	計画 (令和8年度)	計画 (令和9年度)
25	災害対策課	女性防災リーダーの育成	災害に備える知識や技術を学ぶ女性コミュニティ講座を開催し、女性防災リーダーを育成します。また、その女性防災リーダーが防災知識の普及啓発を推進する講師となることで、地域防災における女性参画の促進を図ります。	女性防災コミュニティ講座を開催し、女性防災リーダーの育成のほか、男女共同参画の視点における災害対策の重要性の認識を深めた	女性防災活動団体と共催による女性防災コミュニティ講座を開催する。	同左	同左	同左
26	災害対策課	防災に関するジェンダー平等意識の醸成	被災時において、一人一人のニーズの違いを踏まえた視点や、性別に関わらず誰もがリーダーとしての参画に十分配慮できるよう、防災訓練や様々な機会を捉え、啓発を通じてより一層推進します。	防災訓練や防災啓発を行う中で、男女共同参画の視点から防災の重要性について周知を図った	各種防災訓練で男女共同参画の啓発を実施する。能登半島地震により、実効性のある避難所運営に関する市民の関心の高まりを踏まえ、特に地域の避難所開設訓練時に啓発する。	各種防災訓練で男女共同参画の啓発。特に、市主催の津波対策訓練における時における訓練時で啓発。	各種防災訓練で男女共同参画の啓発を実施する。特に、学校等の防災授業支援時に啓発。	各種防災訓練で男女共同参画の啓発を実施する。特に、防災啓発イベント出展時に啓発。

ひらつか男女共同参画プラン2024【前期】 事業計画表

施策	9	農業分野における女性参画の推進	施策を評価するための基準	令和9年度まで	
				子どもができてからも、女性が仕事を続けることについて、肯定的な考えを持っている市民の割合：65%	

事業No	担当課	事業	概要	目標 (令和9年度まで)	計画 (令和6年度)	計画 (令和7年度)	計画 (令和8年度)	計画 (令和9年度)
新規 27	産業振興課	農業分野における女性活躍の支援	6次産業化や事業者間のネットワークの取組を促進するとともに、新商品の開発、品質向上やブランド化等を支援します。	6次産業化や事業者間のネットワークの取組を促進するとともに、新商品の開発、品質向上やブランド化等女性の活躍を支援した	6次産業化や事業者間のネットワークの取組を促進するとともに、新商品の開発、品質向上やブランド化等女性農業者の活躍を支援します。	同左	同左	同左
	農水産課	農業分野における女性活躍の拡充	研修会や相談窓口等を通じて、意識啓発を図り、女性の活躍の機会を拡充します。	認定新規就農者として取り扱う農業者のうち女性の割合を10%以上にした	ワンストップ窓口等で相談に乗ることで、女性農業者の新規参入をサポートします。	同左	同左	同左

施策	10	仕事と生活の両立ができる職場環境の構築	施策を評価するための基準	令和9年度まで	
				市役所における男性職員の育児休業取得率：85%（1週間以上の取得）	

事業No	担当課	事業	概要	目標 (令和9年度まで)	計画 (令和6年度)	計画 (令和7年度)	計画 (令和8年度)	計画 (令和9年度)
29	デジタル推進課	職場環境の整備	在宅型テレワークやオンライン会議を実施するなど、ICTを活用してワーク・ライフ・バランスの推進や業務効率の向上を図ります。	在宅型テレワークやオンライン会議を実施しようとする職員が、必要に応じて利用できる環境を提供した	・在宅型テレワーク用端末の適正な配備を実施するため、年2回、利用状況を調査し、利用の必要な課へ端末の再配備を行います。 ・在宅型テレワーク用端末は令和7年度に入れ替えを予定しているため、利用状況等に応じた入れ替え端末の形態等を検討します。 ・オンライン会議用端末の利用状況を踏まえ、端末の増減を検討します。	・在宅型テレワーク用端末の適正な配備を実施するため、年2回、利用状況を調査し、利用の必要な課へ端末の再配備を行います。 ・在宅型テレワーク用端末の形態等の検討を踏まえ、端末の入れ替えを行います。 ・オンライン会議用端末の利用状況を踏まえ、端末の増減を検討します。	・在宅型テレワーク用端末の適正な配備を実施するため、年2回、利用状況を調査し、利用の必要な課へ端末の再配備を行います。 ・オンライン会議用端末の利用状況を踏まえ、端末の増減を検討します。	同左
	職員課							
30	職員課	仕事と家庭の両立支援の取組	「出生時における育児休業（民間企業等における「産後パパ育休」）」をはじめ、各種両立支援制度に関する情報を周知し、男性の家事・育児等への積極的な参画を促進します。また、研修等を通じ育児・介護休業等への理解を深めることにより、休暇の取得から職場復帰まで円滑に行えるよう支援します。	各種両立支援制度の周知を行うとともに、職員の意識改革に関する研修を実施した	「子育て読本」をはじめ様々な機会を通じ、育児休業制度等について周知する。また、育児休業等への理解を深めるため、研修を実施する。	同左	同左	同左
31	職員課	ワーク・ライフ・バランスの推進	時間外労働を削減するとともに、育児に参加しやすく、多様で柔軟に働ける職場の実現に向けて、労働環境の整備を図ります。	時間外勤務の縮減に向けた制度を整備するとともに、周知を徹底した	あらゆる機会を捉えてノー残業デーの周知、徹底に努めるとともに、各種制度を整備し時間外勤務の縮減に努める。	同左	同左	同左

ひらつか男女共同参画プラン2024【前期】 事業計画表

施策	11	市役所におけるイクボスの推進	施策を評価するための基準	令和9年度まで	
				市役所における男性職員の育児休業取得率：85%（1週間以上の取得）	

事業No	担当課	事業	概要	目標 (令和9年度まで)	計画 (令和6年度)	計画 (令和7年度)	計画 (令和8年度)	計画 (令和9年度)
未達 32	人権・男女共同参画課	イクボス養成と拡大	部下のマネジメントを担う担当長以上の職員にイクボス宣言の働きかけをするとともに、職員に向けた研修の開催と、イクボスのための情報提供をします。また、その取組を市内の事業所に向けて発信してイクボスの拡大を図ります。	市役所における担当長以上のイクボスの割合が100%となった	・新任担当長及び未受講者を対象にイクボス研修を実施して、イクボス養成及びイクボス宣言を促す。 ・イクボス通信の発行等、様々な機会を通じて全庁的にイクボスの気運を高める。 ・イクボスの割合 94%以上	・新任担当長及び未受講者を対象にイクボス研修を実施して、イクボス養成及びイクボス宣言を促す。 ・イクボス通信の発行等、様々な機会を通じて全庁的にイクボスの気運を高める。 ・イクボスの割合 96%以上	・新任担当長及び未受講者を対象にイクボス研修を実施して、イクボス養成及びイクボス宣言を促す。 ・イクボス通信の発行等、様々な機会を通じて全庁的にイクボスの気運を高める。 ・イクボスの割合 98%以上	・新任担当長及び未受講者を対象にイクボス研修を実施して、イクボス養成及びイクボス宣言を促す。 ・イクボス通信の発行等、様々な機会を通じて全庁的にイクボスの気運を高める。 ・イクボスの割合 100%

施策	12	男性の家事、育児、介護参画の意識づくり	施策を評価するための基準	令和9年度まで	
				未就学児を育てている夫婦世帯において、「育児・子育て」は「夫婦同じくらい分担している」と回答した市民の割合：20%	

事業No	担当課	事業	概要	目標 (令和9年度まで)	計画 (令和6年度)	計画 (令和7年度)	計画 (令和8年度)	計画 (令和9年度)
新規 33	産業振興課			仕事と子育ての両立支援に向けた雇用環境整備に取り組む市内事業者に対し、関連制度を周知するとともに、本市独自の取組を推進した	仕事と子育ての両立支援に向けた雇用環境整備に取り組む市内事業者に対する専門家派遣や奨励制度を実施するほか、関係機関と連携しセミナーを実施するなど、関連制度の周知に取り組む。	同左	同左	同左
	人権・男女共同参画課	産後パパ育休（出生時育児休業）の拡大	母親の育児負担を軽減するため、「産後パパ育休（出生時育児休業）」の拡大を強く働きかけ、助成制度の活用を事業者へ周知していくとともに、本市独自の取組を推進します。	産後パパ育休（出生時育児休業）制度の認知度を高めた	パネル展やイベント、市ホームページ等を活用して、年間を通じて情報発信を進める。	同左	同左	同左
	健康課			男性の育児参加を促進し、子どもと触れ合う時間や家族と過ごす時間を育む環境を創設できるように支援するとともに、子の母が子育てを一人で抱え込むことがないよう育児休業等取得した方に対し、10万円の交付金を交付することで、産後パパ育休取得者の増加に努めた	・制度について広報、ホームページ、LINE等で周知することで、産後パパ育休取得者を増やす。 ・産後パパ育休取得応援交付金制度について、関連各課と連携して、事業者等へ制度を広く周知する。	同左	引き続き、「平塚市産後パパ育休取得応援交付金」の交付を継続する。	同左
34	健康課	父親のための育児支援事業の実施	母親父親教室の開催や父子手帳等のリーフレットを配布して、父親の子育てへの参画を促進します	母親父親教室や父子手帳などを活用し、父親の子育てへの参画を推進した	①母子健康手帳発行時に面接し、父子手帳について説明し配布する。また、母親父親教室への参加を促す。 ②母親父親教室にて父親の育児への意識向上を図る。	同左	同左	同左
35	中央公民館	子育て力推進講座の開催	男性の育児参加促進のため、親子を対象とした講座を地区公民館で開催します。	講座等参加者の男性の育児参加意識が向上した	各公民館において、男性の育児参加を促進した親子対象の講座を開催する。	同左	同左	同左
36	中央公民館	男性の生活自立促進講座の開催	男性の生活自立を促進するため、料理教室などの講座を地区公民館で開催します。	講座等参加者の男性の家事参加意識が向上した	各公民館において、男性の生活自立を促進した講座を開催する。	同左	同左	同左

ひらつか男女共同参画プラン2024【前期】 事業計画表

施策	13	男性自らの働き方の見直し		施策を評価するための基準	令和9年度まで			
					「ワーク・ライフ・バランスが実現できている」と思う市民の割合：55%			
事業No	担当課	事業	概要	目標 (令和9年度まで)	計画 (令和6年度)	計画 (令和7年度)	計画 (令和8年度)	計画 (令和9年度)
37	各課	各課事業における男性に対する働き方見直しの視点の促進	市役所職員に対して、ワーク・ライフ・バランスの推進や働き方の見直しの重要性を理解し、各課事業の中で、男性や働く世代を対象とした事業が、ジェンダー平等や働き方の見直し意識を啓発する機会も担えるよう、意識と視点について啓発します。	男性や働く世代を対象とした各課の事業がジェンダー平等や働き方の見直し意識の啓発の機会となった	【個別計画のとおり】	同左	同左	同左
38	産業振興課	誰もが働きやすい環境づくり	ワーク・ライフ・バランスに関する情報を市ウェブ上の定期更新ページ「ひらつか労働ニュース」にて発信するとともに、関係機関と連携し、労働相談やセミナー開催等、様々な機会を捉え、誰もが働きやすい環境づくりを促進します。	「ひらつか労働ニュース」等により、ワーク・ライフ・バランスの推進等に関する情報を発信するとともに、関係機関と連携し、労働相談やセミナー開催等により誰もが働きやすい環境づくりを促進した	「ひらつか労働ニュース」等により、ワーク・ライフ・バランスの推進等について意識啓発するとともに、関係機関と連携し、労働相談やセミナー開催等により誰もが働きやすい環境づくりを促進する。	同左	同左	同左
39	人権・男女共同参画課	男性が参加するイベントでの啓発	男性自らが意識改革できるよう、市のイベントやスポーツ観戦などの場で、リーフレットを配布するなどし、意識啓発をします。	パネル展やイベントの際に、啓発チラシ（100枚以上／年）を配布して意識啓発をした	・パネル展やイベントの際に、啓発チラシを100枚以上配布する。 ・スポーツ観戦等でのリーフレット配布の機会確保に向け、スポーツ課と情報交換を進める。	同左	同左	同左

ひらつか男女共同参画プラン2024【前期】 事業計画表

施策	14	事業所におけるイクボスの推進	施策を評価するための基準	令和9年度まで	
				イクボス認定事業所数：60社	

事業No	担当課	事業	概要	目標 (令和9年度まで)	計画 (令和6年度)	計画 (令和7年度)	計画 (令和8年度)	計画 (令和9年度)
40	契約検査課	総合評価入札制度の継続及び拡充	女性の活躍やワーク・ライフ・バランスを推進する事業所を、入札制度において優遇する取組について継続及び拡充します。	総合評価入札制度におけるイクボス推進に資する仕組みを継続実施した	総合評価入札制度におけるイクボス推進に資する仕組みを継続実施する。 総合評価入札制度を拡充するため、子育てパパ支援助成金の支給に関する新規制度を追加する。	総合評価入札制度におけるイクボス推進に資する仕組みを継続実施する。	同左	同左
41	産業振興課	市内事業所への啓発等	平塚市工業会連合会等の会議等の機会を活用して、働き方改革に向けた取組の促進を図ります。また、市ウェブ上の定期更新ページ「ひらつか労働ニュース」等を通じて、イクボスに関する情報を随時周知し、啓発します。	イクボス等に関する情報を市内事業所へ提供するとともに、働きやすい環境づくりに取り組む事業所へのインセンティブ等を設けた	「ひらつか労働ニュース」や平塚市工業会連合会等の会議等の機会を活用して、イクボス等に関する情報を市内事業所へ提供するとともに、企業立地促進事業において、働きやすい環境づくりに取り組む企業へのインセンティブを設ける。 また、仕事と子育ての両立支援に向けた雇用環境整備に取り組む市内事業者に対する専門家派遣や奨励制度（イクボス登録を要件とする）を実施するほか、関係機関と連携しセミナーを実施する。	同左	同左	同左
42	人権・男女共同参画課	事業所向けイクボス認定制度の普及	事業所がワーク・ライフ・バランスを推進し、経営者も労働者も満足する新しい働き方へ改革するためのきっかけとなるようイクボス宣言をし、新しい働き方を推進していく事業所を認定する制度の更なる普及を図ります。	イクボス認定事業所数が60社となった	イクボスプロジェクトを通じて、宣言企業のメリット等の情報発信を進め、イクボス認定事業所数を51社以上にする。	イクボスプロジェクトを通じて、宣言企業のメリット等の情報発信を進め、イクボス認定事業所数を54社以上にする。	イクボスプロジェクトを通じて、宣言企業のメリット等の情報発信を進め、イクボス認定事業所数を57社以上にする。	イクボスプロジェクトを通じて、宣言企業のメリット等の情報発信を進め、イクボス認定事業所数を60社以上にする。

施策	15	女性活躍推進のための協議	施策を評価するための基準	令和9年度まで	
				イクボス認定事業所数：60社	

事業No	担当課	事業	概要	目標 (令和9年度まで)	計画 (令和6年度)	計画 (令和7年度)	計画 (令和8年度)	計画 (令和9年度)
43	産業振興課	情報共有・提供の場づくりの促進	平塚市工業会連合会等の会議等の機会を活用して、女性活躍推進のための情報共有・提供の場づくりを進めます。	平塚市工業会連合会等の会議等で、女性活躍推進に関する情報を提供した	平塚市工業会連合会等の会議等で、女性活躍推進に関する情報を提供する。	同左	同左	同左
	人権・男女共同参画課			女性活躍推進のための各事業所の取組など、情報交換する機会を設けた	イクボス登録企業との情報共有・提供の場を年1回以上設ける。	同左	同左	同左
44	人権・男女共同参画課	女性活躍推進協議会による事業所の取組促進のありかた協議	事業所と行政、市民が当事者として一体となり、どのようにしたら働き方改革が進み、ワーク・ライフ・バランスが推進されるか、取組を協議します。	事業所の実状を踏まえた実効性のある支援策について協議を行った	実効性のある支援策について協議するため、年4回協議会を開催する。	同左	同左	同左

ひらつか男女共同参画プラン2024【前期】 事業計画表

施策	16	DV被害者に対する相談体制の充実	施策を評価するための基準	令和9年度まで				
				DVの相談ができる窓口を一つでも知っている市民の割合：60%				
事業No	担当課	事業	概要	目標 (令和9年度まで)	計画 (令和6年度)	計画 (令和7年度)	計画 (令和8年度)	計画 (令和9年度)
45	人権・男女共同参画課	女性のための相談窓口でのDV被害者からの相談対応	市役所内外の関係機関と連携を取り、専任の女性相談員がDV被害者の立場に立って相談に対応します。	女性のための相談窓口で、専任の女性相談員がDV被害者の立場に立って相談に対応した	市役所内外の関係機関と連携を取り、専任の女性相談員がDV被害者の立場に立って相談に対応する。	同左	同左	同左
46	人権・男女共同参画課	女性のための無料法律相談会の開催	DV被害者が無料で法律相談を受けられるよう、女性弁護士による相談会を開催します。	女性のための無料法律相談会を年2回開催した	女性弁護士による無料の法律相談会を年2回開催する。	同左	同左	同左
未達 47	人権・男女共同参画課	女性のための相談窓口の周知	DV相談が受けられる窓口として、平塚市女性のための相談窓口や国及び県などの窓口について周知します。	DV等の相談ができる相談窓口の認知度が高まった	・ホームページ、広報ひらつか、配架チラシ、DV相談窓口案内カード（公共機関の女性トイレに設置）で女性のための相談窓口を周知する。 ・周知方法を充実させるため、DV相談窓口案内カードの設置場所を新たに検討する。	同左	同左	同左

ひらつか男女共同参画プラン2024【前期】 事業計画表

施策	17	DV被害者の自立に向けた支援の充実		施策を評価するための基準	令和9年度まで			
					DVの相談ができる窓口を一つでも知っている市民の割合：60%			
事業No	担当課	事業	概要	目標 (令和9年度まで)	計画 (令和6年度)	計画 (令和7年度)	計画 (令和8年度)	計画 (令和9年度)
48	固定資産税課	各種税証明の発行制限	DV被害者の各種税証明の発行を制限することにより、DV被害者の保護を図ります。	DV被害者の各種税証明の発行を制限することにより、DV被害者の保護を図った	庁内各課、他自治体からの情報・通知を適正に受理する体制を整え、個人情報の取り扱いを徹底する。 また、受付マニュアルの整備を行う。	担当内の受付体制、受付手順を徹底するため、マニュアル等のアップデートを図る。	同左	同左
49	市民課	住民基本台帳事務における支援措置	DV被害者の住民票や戸籍の附票の交付を制限することにより、DV被害者の保護を図ります。	関係課や警察等と連携し、被害者が安心して制度の利用ができるよう、被害者それぞれに応じた適切な運用に努めた	迅速な対応が必要な被害者のため、関係課及び警察等とさらなる連携の強化をはかる。 被害者が安心して過ごせる生活環境の維持の一端を担うため、制度の適切な運用に努める。	同左	同左	同左
50	人権・男女共同参画課	DV被害者の一時保護やその後の自立に向けた支援	県や警察などの関係機関との連携により、適切にDV被害者を保護し、自立に向けて生活安定のために支援します。	県や警察など関係機関と連携して、適切にDV被害者を保護するための調整を行い、自立及び安定した生活のために支援した	県や警察など関係機関と連携して、適切にDV被害者を保護し、自立及び安定した生活のために支援する。	同左	同左	同左
51	人権・男女共同参画課	「平塚市DV防止等ネットワーク会議」の開催	DVの防止及びDV被害者への円滑な対応と支援のため、市役所内外の関係機関で構成するネットワーク会議を開催します。	被害者に応じた適切な支援を実施するための関係づくりが進んだ	・円滑な対応と支援に向け、平塚市DV防止等ネットワーク会議を開催する。 ・行政のデジタル化を進めるため、開催方法等について検討する。	同左	同左	同左
52	生活福祉課	生活に困窮する人に対する経済的支援	生活困窮にあるDV被害者に対し、生活の立て直し、自立に向けて、生活保護制度による経済的支援をします。	DV被害等のある世帯に対して、適切かつ迅速に安心して生活できるよう経済的に支援した	DV被害等のある世帯からの生活保護申請に対し迅速な対応をする。	同左	同左	同左
53	生活福祉課	生活保護受給者の自立に向けた支援	就労支援のため就労支援員を配置し、自立支援の組織的対応を図ります。また、ハローワークと連携して「生活保護受給者等就労自立促進事業」を実施し、個々の対象者の状況、ニーズ等に応じた就労を支援します。	生活保護受給者への就労斡旋をハローワークと連携して実施し、就労支援者数を増やした	就労支援員による生活保護受給者への就労面談数を600回以上実施します。	同左	同左	同左

ひらつか男女共同参画プラン2024【前期】 事業計画表

事業No	担当課	事業	概要	目標 (令和9年度まで)	計画 (令和6年度)	計画 (令和7年度)	計画 (令和8年度)	計画 (令和9年度)
54	保育課	DV被害者の各種手続等への配慮	次の事項について、居住地に住民登録ができない場合でも手続等ができるよう配慮することにより、DV被害者の保護を図ります。 ・保育所等への入所調整 ・児童手当の受給、小児医療証の交付等 ・国民健康保険への加入等 ・検診（健診）及び予防接種等の実施 ・市立小中学校への入学及び転校等	被害者の保護を図るため、居住地に住民登録ができない場合でも保育所等への入所手続等ができるように配慮した	保育所等の入所手続等の実施	同左	同左	同左
	こども家庭課			被害者の保護のため、居住地に住民登録ができない場合でも手続等ができるように配慮した	児童手当の受給、小児医療証の交付等の手続の実施	同左	同左	同左
	健康課			被害者の保護のため、居住地に住民登録ができない場合でも手続等ができるように配慮をした	被害者の保護のため、居住地に住民登録ができない場合でも手続等ができるように配慮します。	同左	同左	同左
	保険年金課			被害者に応じた適切な支援の実施	被害者に応じた適切な支援を実施する。	同左	同左	同左
	学務課			被害者に応じた適切な支援を実施した	支援を必要とされる方に適切な支援を実施する。	同左	同左	同左
55	建築住宅課	DV被害者の市営住宅申込資格の緩和	DV被害者のため市営住宅の入居に配慮し、申込資格の緩和を実施します。	被害者の市営住宅入居申込資格の緩和を継続した	被害者の市営住宅入居申込資格の緩和を図る。	同左	同左	同左
56	選挙管理委員会事務局	選挙人名簿抄本閲覧等制限の適切な運用	関係課と連携し、選挙人名簿抄本閲覧制限の制度の適切な運用を行うことで、DV被害者の保護を図ります。	選挙人名簿抄本のうち、DV被害者に係る情報については墨消しを行うなどして、DV被害者の情報が外部に漏れないように対策を取った	選挙人名簿抄本のうち、DV被害者に係る情報の墨消しを行うとともに、必要に応じ、閲覧の申出を拒否する。 ※閲覧申出の都度、関係課がまとめたDV被害者の情報を確認	同左	同左	同左

ひらつか男女共同参画プラン2024【前期】 事業計画表

施策	18	ＤＶ防止のための啓発	施策を評価するための基準	令和9年度まで	
				ＤＶ（身体的、精神的、社会的、経済的、性的）の行為を全て暴力だと思ふ市民の割合：88%	

事業No	担当課	事業	概要	目標 (令和9年度まで)	計画 (令和6年度)	計画 (令和7年度)	計画 (令和8年度)	計画 (令和9年度)
57	文化・交流課	外国につながる市民への啓発	外国につながる市民を対象とした相談窓口や、様々な場において、幅広い世代の方へＤＶ防止等のちらしを配架・配布することにより情報提供し、ＤＶの防止につなげます。	外国籍市民が多く集まるイベント等において、ＤＶ防止や相談窓口等のちらしを配布することで継続した情報提供を行った	国際交流イベントにおいてＤＶ防止及び相談窓口、人権啓発等のちらしを配布しながら、外国籍市民に情報提供する。	同左	同左	同左
58	人権・男女共同参画課	学校でのデートＤＶ防止講座の開催	市内の中学校で、生徒や教員に対しデートＤＶ防止講座を開催します。	4年間で延べ16校に、デートＤＶ防止講座を開催した	市内の全ての市立中学校に開催を打診し、デートＤＶ防止講座を4校で開催する。	同左	同左	同左
59	人権・男女共同参画課	20歳となる青年へのデートＤＶ防止の啓発	20歳となる青年へ、デートＤＶ防止を啓発します。	デートＤＶ防止に関する理解が深まった	・デートＤＶの解説や相談窓口の一覧を記載したチラシ等を作成し、20歳となる青年へ、デートＤＶ防止を啓発する。また、青年を対象にイベントを開催している青少年課と効果的な啓発に向けた情報交換を進める。 ・行政のデジタル化を進めるため、啓発方法等について検討する。	同左	同左	同左
60	人権・男女共同参画課	「女性に対する暴力をなくす運動」期間における周知、啓発	「女性に対する暴力をなくす運動」の期間（毎年11月12日から25日までの2週間）に、ＤＶや犯罪被害等の防止を周知し、啓発します。	ＤＶや犯罪被害等、女性に対する暴力根絶への理解が深まった	・周知啓発を進めるため、ＤＶや犯罪被害等についてのパネル展、パープル・ライトアップを実施する。 ・相談窓口を周知するため、チラシを公共施設のトイレ等に配架する。 ・犯罪被害者支援の充実を図るため、民間の犯罪被害者支援団体との連携を検討する。	同左	同左	同左

施策	19	ハラスメント防止のための啓発	施策を評価するための基準	令和9年度まで	
				ＤＶ（身体的、精神的、社会的、経済的、性的）の行為を全て暴力だと思ふ市民の割合：88%	

事業No	担当課	事業	概要	目標 (令和9年度まで)	計画 (令和6年度)	計画 (令和7年度)	計画 (令和8年度)	計画 (令和9年度)
61	職員課	市役所でのハラスメント防止の啓発	ハラスメントの防止に向けて職員へ啓発します。	ハラスメントに関する知識の習得と職員意識の向上が図られた	ハラスメントの防止に向けて、研修等を通じて職員へ啓発を行う。	同左	同左	同左
62	産業振興課	事業所でのハラスメント防止の啓発	市ウェブ上の定期更新ページ「ひらつか労働ニュース」を活用して事業所に対して啓発するとともに、かながわ労働センター湘南支所と連携し、労働相談を実施します。	ハラスメント防止に関する情報や相談窓口等の情報を市内事業所へ提供した	ハラスメント防止に関する情報や相談窓口等の情報を市内事業所へ提供する。	同左	同左	同左
63	教職員課	学校でのハラスメント防止の啓発	ハラスメントの防止に向けて教職員へ啓発します。	平塚市立小・中学校の各校において、教職員向けに研修を実施をするよう、管理職に年1回以上依頼する。	5月にいじめ等学校事故防止一斉点検等の実施を依頼する。その中でセクシャル・ハラスメント等の防止の自己点検と、研修の実施を依頼する。	同左	同左	同左
64	病院総務課	市民病院でのハラスメント防止の啓発	ハラスメントの防止に向けて市民病院職員へ啓発します。	ハラスメント防止のため、当院職員に対しハラスメントに関する情報を院内ポータル等により周知し、意識啓発した	ハラスメントの実例や防止の取組等について情報収集し、院内ポータルの掲示板等を用いて当院職員に情報提供し、ハラスメント防止の啓発をする。	同左	同左	同左

ひらつか男女共同参画プラン2024【前期】 事業計画表

施策	20	誰もが安心して暮らせる環境の整備		施策を評価するための基準	令和9年度まで			
					DV（身体的、精神的、社会的、経済的、性的）の行為を全て暴力だと思ふ市民の割合：88%			
事業No	担当課	事業	概要	目標 （令和9年度まで）	計画 （令和6年度）	計画 （令和7年度）	計画 （令和8年度）	計画 （令和9年度）
65	文化・交流課	外国籍市民相談窓口（一元的相談窓口）の運営	言語や文化が異なる外国籍市民が安心して暮らせるよう、多言語で外国籍市民相談窓口（一元的相談窓口）を運営します。	多言語による情報提供や相談等を行うなど、外国籍市民が安心して暮らせる環境を整備した	テレビ通訳サービス等を活用し、多言語による窓口案内を行うほか、出入国管理・在留資格相談を実施する。	同左	同左	同左
新規66	文化・交流課	日本語教室の開催	市内の公共施設などで日本語教室を開催します。	外国籍市民が日本語を身につけるための環境を整備した	日本語教室のオンライン化を推進する取組やボランティア研修を実施する。	同左	同左	同左
新規67	福祉総務課	ホームレスへの支援	生活困窮者自立相談支援事業等による支援のほか、一時生活支援事業の活用、また、女性の場合は、必要に応じて庁内で女性保護事業を実施する部署と連携した支援を行います。	ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めるようになった	定期的な巡回相談を通じて、各ホームレス意思や状況を確認し、関係各課等と連携を図りながら自立に向けた適切な支援を行います。	同左	同左	同左
68	高齢福祉課	高齢者の権利擁護推進	判断力の低下により権利侵害を受けている又はその可能性のある高齢者の権利擁護の視点に立った相談支援、日常生活自立支援事業の利用促進、成年後見制度の情報提供及び利用相談、エンディングノートの活用等により、自己決定に基づいた本人らしい生活を支援し、安心して暮らし続けられるよう支援します。	高齢者の権利擁護推進のための、普及啓発及び相談支援体制の充実を図った	・市民と専門職向けに権利擁護講演会を開催する。 ・成年後見制度の利用が必要な高齢者で、申立てを行う親族がいない方について、成年後見市長申立を行う。 ・各地域包括支援センターの社会福祉士における相談支援の技術向上を図る。 ・エンディングノート等を活用し、終末期の活動の支援を行う。	同左	同左	同左
69	高齢福祉課	高齢者虐待防止のための取組	高齢者虐待防止体制の整備を推進し、高齢者虐待の防止、早期発見をするため市民への普及活動を行うとともに、虐待発生時の早期対応・解決ができる体制づくりを行います。	高齢者虐待防止体制を充実させた	・高齢者虐待の通報を受け、必要があればやむを得ない事由による措置にて緊急保護などの対応を行う。 ・平塚市高齢者及び障がい者虐待防止等ネットワーク協議会にて関係機関との連携強化を図る。 ・地域包括支援センターの高齢者虐待対応の技術向上を図る。	同左	同左	同左
70	高齢福祉課	シニア向け就労支援セミナーの開催	シニア向け就労支援セミナー・個別相談会を開催するなどして、就労を支援します。	セミナー・相談会の定員に対する参加者数の割合：70%以上	ハローワーク及び生きがい事業団等と連携を図りながら、シニア向け就労支援セミナーを開催し、高齢者の多様な就労活動の機会創出を図る。	同左	同左	同左
71	障がい福祉課	障がい者の権利擁護推進	障がい者が地域の中で主体的に生活し、自己実現を図ることができるよう、虐待防止をはじめとした権利擁護を推進します。	権利擁護推進のため、虐待防止の取組みを行った	権利擁護推進のため虐待防止法関連の研修会等を行う。	同左	同左	同左

ひらつか男女共同参画プラン2024【前期】 事業計画表

事業No	担当課	事業	概要	目標 (令和9年度まで)	計画 (令和6年度)	計画 (令和7年度)	計画 (令和8年度)	計画 (令和9年度)
72	生活福祉課	子ども学習支援委託事業の委託	将来の自立に向けた高等学校・専門学校・大学等進学のため、生活保護世帯及び生活困窮世帯の中学生・高校生に学習の支援をします。	学習支援教室を4年間で800回以上開催した	生活保護世帯及び生活困窮世帯の中高生に学習支援を行います。	同左	同左	同左
73	こども家庭課	家庭児童相談等の実施	児童虐待等について、関係機関と連携して相談業務や防止対策を行います。 また、ひとり親家庭に対して、母子・父子自立支援員が母子・父子寡婦福祉資金の貸付けの相談や自立への相談に応じます。	「平塚市児童虐待防止等ネットワーク協議会」を通じて関係機関と連携を図って支援した。また、ひとり親家庭に対し、必要な支援に繋げた	関係機関と連携を図るため「平塚市児童虐待防止等ネットワーク協議会」を開催する。 ひとり親家庭に対し、相談支援を実施する。	同左	同左	同左
74	教育指導課	青色防犯パトロールの実施と「ながら見守り」の推進	青色回転灯パトロール車によるパトロール、各自治会、公民館及び学校に「ながら見守り」のチラシ配布を実施します。	通学時等の児童生徒の安全を確保した	継続的な取組を通じ、通学時等の児童生徒の安全を確保する。	同左	同左	同左
新規 75	スポーツ課	ニューススポーツ・レクリエーションの普及	誰もが自らの体力や身体状況に応じて、気軽にスポーツに親しむことができ、いきいきとした生活を送れるような環境づくりを推進します。	パラスポーツ・ニューススポーツ大会等の参加者数が、5,000人以上となった	パラスポーツやニューススポーツの紹介や貸し出しの用具を周知し、また、大会や体験会を開催し、参加を促す。	同左	同左	同左
新規 76	中央図書館	図書館サービスの充実	障がいのある方や外国語を母語とする方への適切な資料提供や、来館が難しい高齢者や幼児が自分で本を選べるサービスとして、出前図書館や団体貸出の運用方法、有料の郵送サービス等を検討します。また、生活動線上に貸出・返却ポイントを拡充させるなど、利便性を向上させます。	来館が困難な方や外国語を母語とする方を含め、誰もが読書を楽しめるよう、図書館サービスを充実させた。また、地域の読書環境を整備し、利便性を向上させた。	障がいのある方や外国語を母語とする方が楽しめる資料を収集する。 来館が困難な方へのアウトリーチサービスの充実を図る。 地域の読書環境整備を進める。	同左	同左	同左

ひらつか男女共同参画プラン2024【前期】 事業計画表

施策	21	生涯を通じた健康支援		施策を評価するための基準	令和9年度まで			
					妊婦健診の受診率：98%			
事業No	担当課	事業	概要	目標 (令和9年度まで)	計画 (令和6年度)	計画 (令和7年度)	計画 (令和8年度)	計画 (令和9年度)
77	福祉総務課	自殺対策事業の実施	誰も自殺に追い込まれることのない社会を実現するため、市民への啓発、悩みや困りごとを抱えている人に気づき、声をかけ、話を聞き、適切な支援へつなぐ「ゲートキーパー」の養成など、総合的な自殺対策を推進します。	人口 10 万人当たりの自殺者数（16.8 人）が減少した	第2期平塚市地域福祉リーディングプラン（自殺対策計画）に基づき、総合的な自殺対策を推進した。	同左	同左	同左
78	福祉総務課	保健福祉総合相談・くらしサポート相談での相談対応	生活・仕事・病気のことなど、様々な悩みや困りごとの相談に寄り添い、一緒に考え支援します。	くらしサポート相談（自立相談支援事業）を利用した生活困窮者が自立した生活を営めるようになった	関係各課、関係機関と連携を図りながら様々な悩みや困りごとの相談対応を行う。また、必要に応じてアウトリーチ（訪問等）の相談対応も行う。	同左	同左	同左
79	健康課	妊産婦への支援	妊婦健診、妊婦歯科検診、妊産婦訪問、産後ケア事業、産前・産後サポート事業、特定不妊治療費の助成、などを通して、健やかな妊娠・出産・産後を支援します。	妊産婦に対して妊婦健診やサポート事業などを周知し、健やかな妊娠・出産・産後を支援した	母子健康手帳発行時に妊婦健診、妊婦歯科検診、産前・産後サポート事業等を周知します。妊娠8か月にアンケートを送付し必要な方には電話等で支援します。また、出産後は訪問にて産婦をサポートします。	同左	同左	同左
80	健康課	健康増進事業の実施	喫煙予防、がん検診の受診勧奨、ライフステージに応じた健康情報の提供、若年女性の栄養不足の解消等の健康増進事業を、協定締結企業等と相互に連携しながら協働で実施します。	受動喫煙をしない・させない者の割合の減少、子宮がん・乳がん検診の受診率の向上、20～30歳代の女性のやせの者の割合の減少	①喫煙及び受動喫煙による健康への影響に関する健康相談・健康教育 ②がん検診の受診勧奨や子宮頸がんワクチンの普及啓発 ③適性体重維持のための食生活の普及啓発	同左	同左	同左
81	健康課	学校教育における性教育、健康教育の実施	学校からの依頼に応じ、思春期教室を開催します。	命のつながり、第二次的徴で変化する男女の身体や妊娠の仕組み、性感染症などについて講義や体験授業を行い、自分自身や相手を思いやる事の大切さを伝えた	市立中学校全体へ出張講座についての案内を行い、学校からの依頼に応じて思春期教室を開催する。また、思春期連絡会において周知を行う。	同左	同左	同左
	教育指導課	学校教育における性教育、健康教育の実施	児童生徒の性に関する正しい知識や、薬物、喫煙等による健康被害の理解を深めるために、体育・保健体育の授業や学級活動において健康教育を計画的に実施します。	各小中学校において、心の健康やけがの防止、病気の予防、心身の発育・発達に関する指導を通して、心とからだを大切にすることを教育に取り組んだ	各小中学校において、心の健康やけがの防止、病気の予防、心身の発育・発達に関する指導を通して、心とからだを大切にすることを教育に取り組む。	同左	同左	同左
82	保険年金課	介護予防のための取組へのきつかけづくり	高齢者の心身の状態を把握し、介護予防のための取組へのきつかけとなる「フレイルチェック」等を実施します。	市役所や公民館等でのフレイルチェック測定会の開催（参加者数：年505人）	フレイルチェック測定会を開催（参加者数：年505人）	同左	同左	同左
未達 83	保険年金課	特定健康診査・特定保健指導の受診率向上	特定健康診査・特定保健指導の受診率を向上させ、生活習慣病を予防します。	特定健診受診率41.4%、特定保健指導実施率20.9%	【特定健診】 特定健診を市内外112医療機関で実施。実施期間は6月から12月末まで。人間ドックを市内外23医療機関で実施。実施機関は6月から3月末まで。 【特定保健指導】 実施機関は、委託事業者1か所と、健診実施医療機関12か所。	同左	同左	同左

ひらつか男女共同参画プラン2024【前期】 事業計画表

施策	22	セクシュアルマイノリティに関する理解の促進		施策を評価するための基準	令和9年度まで	
					平塚市パートナーシップ宣誓制度を知っている市民の割合：15%	

事業No	担当課	事業	概要	目標 (令和9年度まで)	計画 (令和6年度)	計画 (令和7年度)	計画 (令和8年度)	計画 (令和9年度)
新規 84	人権・男女共同参画課	セクシュアルマイノリティに関する取組の実施	セクシュアルマイノリティに関する職員研修やパネル展を実施し、性の多様性に関する理解を深めます。	セクシュアルマイノリティについて理解が深まった	性の多様性に関する理解を深めるため、セクシュアルマイノリティに関する職員研修を1回、パネル展を3回実施する。	同左	同左	同左
新規 85	人権・男女共同参画課	パートナーシップ宣誓制度の拡充	「平塚市パートナーシップ宣誓制度」において、他自治体との連携を進めます。	「平塚市パートナーシップ宣誓制度」における他自治体との連携を進めた	・県主催のパートナーシップ連携協議会に出席し、県主導の連携を要望する。 ・県内の自治体間の連携状況を調査するとともに、他自治体へ本市との連携を働きかける。	同左	同左	同左
新規 86	固定資産税課	行政サービスの実施	パートナーシップ宣誓書受領証等の提示により利用可能な行政サービスを実施します。 ・罹災証明書の交付申請 ・市営住宅の入居申込み、同居申請、承継申請 ・下水道使用料の減免申請 ・り災証明書の交付申請 ・搬送証明書の交付申請	罹災者以外の罹災者と同一世帯の親族が委任状なしで代理人として罹災証明書が交付申請できる場合に準じて、パートナーシップ宣誓書受領証を提示した者も委任状なしで罹災証明書の交付申請ができるようにした	罹災証明書発行のマニュアルの整備を行い、罹災証明書が遅滞なく発行できるようにする。	罹災証明書発行のマニュアルのアップデートを図るため、毎年度確認を行う。		同左
	建築住宅課			パートナーシップ宣誓書受領証等の提示により市営住宅の入居申込み等が受けられるようにした	パートナーシップ宣誓制度の対象者について、宣誓書受領証等の提示により、市営住宅の入居申込みや同居及び承継申請ができる。	同左	同左	同左
	下水道経営課			宣誓している同居者が下水道使用料の減免資格を有している場合における減免申請を収受した	宣誓している同居者が下水道使用料の減免資格を有している場合における減免申請を収受する。	同左	同左	同左
	消防署管理担当			パートナーシップ宣誓書受領証等の提示により、り災証明書等の交付申請を実施した	パートナーシップ宣誓書受領証等の提示により、り災証明書等の交付申請を実施します。	同左	同左	同左
新規 87	人権・男女共同参画課	行政サービスの拡充	パートナーシップ宣誓書受領証等の提示により利用可能な行政サービスを拡充します。	利用可能な行政サービスの拡充に向けた取組を進めた	他市の事例等を参考にしながら関係各課と協議し、利用可能な行政サービスの拡充に向けた取組を進める。	同左	同左	同左